

# 認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるには？

※認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

## 【対象者】

無償化の対象となるためには、父母ともに「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

※満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないこどもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。

## 【保育の必要性の認定の要件等】

状況	必要書類	認定期間	備考
就労している方	就労証明書(鈴鹿市指定の様式)	提出書類の内容(雇用期間等)に基づき決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・月間60時間以上の就労時間が必要</li><li>・給料の発生しない就労は不可</li><li>・事業所が記入し証明</li><li>・勤務先、勤務内容等に変更があった場合はその都度提出が必要</li><li>・雇用更新の確認、勤務実績の確認等が必要な場合は、その都度提出を求めます</li></ul>
出産前後の方	母子手帳の表紙(母の氏名が記入されている箇所)及び出産予定日が分かるページの写し	出産予定月の2月前から出産日の翌日から起算して8週間後の属する月の月末まで	
病気・けが・障がい等を有している方	診断書(鈴鹿市指定の様式)又は障害者手帳等の写し	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	
親族を常に介護している方	介護・看護等による申立書(鈴鹿市指定の様式)及び介護が必要であることが分かる書類(診断書(鈴鹿市指定の様式)、障害者手帳等の写し)	提出書類の内容(治療期間等)に基づき決定	
災害復旧に当たっている方	罹災証明書等保護者が災害復旧に当たっていることが分かる書類	提出書類の内容に基づき決定	
求職活動中の方	約束書(鈴鹿市指定の様式)	最長90日間	<ul style="list-style-type: none"><li>・70日以内に就労し、就労証明書の提出が必要</li></ul>
就学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)及び時間割等の就学時間が分かる書類	提出書類の内容(在学期間等)に基づき決定	



問い合わせ先：鈴鹿市こども政策部こども育成課

TEL:059-382-7606 MAIL : kodomoikusei@city.suzuka.lg.jp